

## 第4節 広島豊かな「生物多様性の保全」

### 第1款 生態系の健全な維持管理

#### 1 豊かな恵みを次世代へ継承する取組の推進

##### 【現状と課題】

本県は、中国山地を形成する1,000m級の山々の北部積雪地帯とそれに続く内陸の台地、気候温暖な瀬戸内沿岸部や島しょ部からなり、その複雑な地形と多様な気候によって、豊富な生物相を有しています。一方で、県内に生息する野生生物15,314種のうち、絶滅のおそれのある野生生物として1,000種（うち19種は既に絶滅）が選定され、そのうち緊急に保護対策を要する野生生物としてミヤジマトンボなど動物7種、ヤチシヤジンなど植物4種が「野生生物の種の保護に関する条例」により、指定野生生物種等に指定されています。

こうした希少な野生生物について、生息・生育状況等の現状を把握するとともに、野生生物に関する情報の提供を行い、野生生物保護思想の普及啓発を行う必要があります。

また、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」や「野生生物の種の保護に関する条例」に基づき、野生生物の保護を進めるとともに、鳥獣保護区や野生生物保護区の指定などにより、生息・生育域の保全を図る必要があります。

一方、ニホンジカやイノシシなどの一部の野生鳥獣については、農林業への深刻な被害が生じており、また、指定野生生物種であるツキノワグマによる人身被害が発生するなど、適切な個体数管理が求められています。

また、海外から持ち込まれた外来生物が、人間の生活や生態系に大きな影響を及ぼしており、本県においてもアライグマやアルゼンチンアリ、セアカゴケグモなどの特定外来生物の生息が確認されており、生息域の拡大を防止する必要があります。さらに、平成29年6月に国内で初めてヒアリが確認されており、ヒアリの侵入初期段階での徹底的な防除及び拡散を防止する必要があります。

これらの課題について、総合的かつ計画的に対策を実施するため、平成25年3月に策定した「未来へつなげ命の環！広島プラン～生物多様性広島戦略～」に基づき、生物多様性の保全及びその持続可能な利用を図ることとしています。

図表 4-1-1 絶滅のおそれのある野生生物の種の選定状況（平成23年度）

分類群	県内種数	カテゴリー別種数					選定種数
		絶滅	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	要注意種	
種子植物・シダ植物	2,928	4	109	145	140	60	458
コケ植物	719		38	10	4	2	54
藻類	1,258		1		11	17	29
地衣植物	382	1	3	5	7		16
菌類	700			12	30		42
哺乳類	43	3	6	5	8		22
鳥類	302		8	10	14	11	43
爬虫類	16			1	3	2	6
両生類	19		1	5	4		10
汽水・淡水魚類	84	2	10	5	12	8	37
昆虫類	8,318	8	46	36	92	37	219
貝類	133	1	6	8	14	7	36
その他無脊椎動物	412		1		12	15	28
合計	15,314	19	229	242	351	159	1,000

資料：県自然環境課

図表 4-1-2 指定野生生物種等の指定状況

種名	分類	種名	分類
ツキノワグマ	哺乳類	ヒメシロチョウ	昆虫類
アビ類 (シロエリオオハム, オオハム, アビ)	鳥類	ミズニラ (シナミズニラを含む。)	シダ類
ダルマガエル	両生類	オグラセンノウ	種子植物
スイゲンゼニタナゴ	淡水魚類	ツルマンリョウ	〃
カワシンジュガイ	陸淡水産貝類	ヤチシャジン	〃
ミヤジマトンボ※	昆虫類	計11種類 (※は特定野生生物種。)	

資料：県自然環境課

図表 4-1-3 野生鳥獣による農作物被害額 (単位：百万円)

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
イノシシ	351	307	298	289	302	286	354
シカ	55	50	42	35	33	42	44
サル	13	12	8	11	8	7	5
その他獣類	11	11	9	9	12	9	12
鳥類	47	93	56	53	52	45	61
計	477	473	413	397	408	389	476

資料：県農業技術課

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

担当課	指標項目(内容)	単位	基準年度 (H28)	現状値 (R1)	目標値 (目標年度)	目安※1	指標の 達成率	進捗 状況
自然環境課	鳥獣保護区面積	ha	58,506	57,351	57,343 (R4)	57,925	99.0%	概ね達成
自然環境課	レッドデータブック ひろしま掲載数	種	—	1,000	設定なし	—	—	—
自然環境課	生物多様性に関する 講習会等への参加人数	人/年	—	6,296	設定なし	—	—	—
自然環境課	ツキノワグマ年間除 去頭数	頭/年	—	193※2	80以内※2 (R1)	80	41.5%	(※注)
自然環境課	イノシシ年間捕獲頭 数	頭/年	27,571	27,109※3	30,000 (R4)	28,786	94.2%	概ね達成
自然環境課	ニホンジカ年間捕獲 頭数	頭/年	—	10,335※3	設定なし	—	—	—

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

※2 広島県、島根県、山口県の合計

※3 速報値

(※注)「ツキノワグマ年間除去頭数」については、出没件数の増加や人身被害などによりクマ保護に対する理解を得ることが困難な状況が続いたことから増加した。

<R1 除去頭数の内訳> 広島(71頭)、島根(98頭)、山口(24頭) 計193頭

【取組状況】

(1) 生物多様性の保全活動の推進

ア 広島県生物多様性保全推進事業 [自然環境課]

生物多様性の保全を図るためには様々な主体が連携した継続的な取り組みが求められます。このため、県内の野生生物の現況調査や希少種保護団体への活動支援を実施しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】 県内の野生生物の現況を把握するため、県野生生物保護推進員による調査を支援。ヒョウモンモドキ保全地域協議会及び芦田川水系スイゲンゼニタナゴ保全地域協議会への参画。

イ 八幡湿原自然再生事業 [自然環境課]

西中国山地国定公園の八幡湿原地域は、乾燥化が進みつつあるため、損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、自然再生事業を行っています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】 八幡湿原自然再生協議会等との連携により、再生整備後の再生状況の経過観察や環境学習への活用を促進。ニュースレターの発行。年間を通じて自然再生地での地下水位を観測しデータを分析。

ウ 愛鳥週間ポスター募集 [自然環境課]

鳥獣保護の意識啓発のため、小学生、中学生、高校生を対象に愛鳥週間のポスターの原画を募集し表彰しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】 ポスターの原画を募集し、鳥獣保護の意識啓発を実施。

令和元年度愛鳥週間ポスター特選（平成30年度募集分）



安芸太田町立戸河内小学校  
6年 松浦 太陽



福山市立大門中学校  
1年 木村 健生



福山市立福山高等学校  
2年 大村 菜月

## エ 道路改良により生じる法面の自然植生の回復 [道路企画課, 道路整備課]

【令和元年度実績・令和2年度内容】道路法面の緑化については、生態系への影響などを考慮して、周辺の植物を用いた植栽や在来種による植生を実施。

## (2) 野生生物の現状の把握及び対策の推進

## ア ミヤジマトンボの生息環境の整備 [自然環境課]

緊急に保護を要する種として「野生生物の種の保護に関する条例」において唯一「特定野生生物種」に指定されているミヤジマトンボの絶滅を回避するため、生息環境を整備するとともに、幼虫の人工孵化・飼育を行っています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】専門家、関係機関で構成するミヤジマトンボ保護管理連絡協議会において、生息地の環境整備等について検討し、生息環境の整備（獣害防止柵の設置、潮汐湿地への水路確保等）及び絶滅リスク分散のための生息域外保全（人工孵化・幼虫飼育）を実施。また、新生息地創出に取り組む。

## イ 外来生物の生息域の拡大防止 [自然環境課]

外来生物による生態系のかく乱及び農業被害・生活被害の防止に努めています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】「アルゼンチンアリ対策広域行政協議会」において情報交換を行うことにより市町の自主的な防除の取組を促進。また、セアカゴケグモ及びヒアリの防除等に係る指導を実施。

## ウ 道路事業における野生生物に対する配慮 [道路企画課, 道路整備課]

【令和元年度実績・令和2年度内容】規模の大きな道路事業等を進める際、環境アセスメントを行い、猛禽類等、レッドデータブックに記載されている希少種等を調査し、存在が確認された場合には、生育環境等を勘案してルート等を決定。

## (3) 人と野生鳥獣の調和的共存の推進

## ア 特定鳥獣保護管理計画の推進 [自然環境課]

イノシシとニホンジカについては、農林作物の被害が高止まりした状態であるなど、人の生活や経済活動と野生動物との軋轢の解消を図るため、適切な管理（個体数調整を含む。）が求められています。

ツキノワグマについては、人身被害の防止を図りつつ、西中国山地に生息する地域個体群の保護管理を山口県・島根県とともに3県共同で実施しています。

【令和元年度実績】ニホンジカの生息状況調査（糞塊密度調査）、出没の予測や住民等への注意喚起を行うためのツキノワグマの餌食物である堅果類の豊凶調査、ツキノワグマの生態等に関する正しい知識と人身被害を回避するための知識の習得に係る学習会を実施。

【令和2年度内容】職員研修を実施。人と野生動物の調和的共存を図るため、科学的なデータに基づいた総合的な野生動物の保護管理を推進。

## イ クマレンジャー事業 [自然環境課]

クマ出没地域周辺のパトロール等を実施することにより、ツキノワグマの里山への定着化を防止し、人身被害発生の危険性を軽減します。

【令和元年度実績・令和2年度内容】クマ出没地域周辺のパトロール等を実施。

ウ ツキノワグマの対策協議会の運営 [自然環境課]

保護管理対策を円滑に実施するため、県と関係市町で構成する「県ツキノワグマ対策協議会」で、保護管理対策を検討・実施するとともに、ツキノワグマによる人身事故被害者への見舞金制度を実施しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】構成11市町とともに、保護管理対策について検討・実施。

エ 鳥獣保護区等の設定 [自然環境課]

狩猟による鳥獣の捕獲を禁止し、その安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全・管理及び整備するため、第12次鳥獣保護管理事業計画に基づき、鳥獣保護区等を設定しています。

【令和元年度実績】鳥獣保護区（98か所 57,351ha）。

【令和2年度内容】鳥獣保護区（98か所 57,351ha）。

# ミヤジマトンボとその保護活動

## ■ ミヤジマトンボ

シオカラトンボの仲間、容姿はよく似ていますが、やや小型で細身です。

成熟すると、雄は胸部・腹部の全体、雌はその一部が灰青色の粉におおわれ成虫・幼虫とも、潮汐湿地と呼ばれる海浜に形成された、定期的に海水が流入する特殊な湿地に生息します。

現在、確実に生息している地域は香港と日本の宮島のみで国際的な希少種としても知られています。



錆びた金属製防獣柵にとまる やや成熟した雄

## ■ 選定・指定状況

生息環境の消失や劣化により絶滅が心配されることから、関係機関は下記のとおり、選定・指定し、保護に努めています。

- 国際自然保護連合（IUCN）：絶滅危惧Ⅱ類
- 環境省：絶滅危惧ⅠA類・国立・国定公園の特別地域で捕獲を禁止する動物（指定動物）
- 広島県：絶滅危惧Ⅰ類・特定野生生物種

## ■ 保護活動と評価

1990年代後半から、瀬戸内海に次々と来襲した大型台風の影響を受け、生息環境は劣化し生息個体数が減少しました。このため、2005年9月に広島県自然環境課が事務局となり、昆虫の専門家や関係機関からなる「ミヤジマトンボ保護管理連絡協議会」（以下、協議会という。）が発足しました。環境改善や発生状況調査などの組織的かつ計画的な保護活動は、今日まで間断なく実施されています。これらの生態に関する情報の集積や、新たな生息地の創出の成功などが功を奏し、2012年7月には、全生息地を含む海岸域142haが「ラムサール条約湿地」に登録されました。

2013年以降は、2000年代後半に宮島に侵入したイノシシによる植生環境破壊が急激に進行したため、その対策に追われることとなりました。宮島では積極的な駆除はできないことから、潮の満ち引きがある生息地を、防獣ネットで囲うという、前代未聞の対策をとることとなりました。2015年3月に開始し、2017年11月に5カ所全てで設置を完了しました。イノシシの侵入防止効果は目覚ましく、生息地内の植生環境は、順調に回復しつつあります。現在、メンテナンスに努めつつ、腐食が激しい一部の金属製柵を樹脂製柵に置換する作業を進めています。更に、既存生息地が位置するのとは異なる海域に面した海岸に、潮汐湿地の整備を進め、第6番目の生息地の創出を目指すという、新たな活動にも取り組んでいます。

筆者は2012年より、協議会の会長として同会のお世話をしてきました。これまでの取り組みが評価され、本年5月に、「2020年度愛鳥週間野生生物保護功労者表彰」として、環境省より「環境大臣賞」を授与されました。筆者は、この賞は協議会に与えられたものと考えています。私個人の力は微力です。しかし、協議会が組織として考え判断し、正しい方向に行動してきたことが受賞に繋がったのです。世界遺産の島、そしてラムサール条約湿地にすむ希少種であり絶滅危惧種でもあるミヤジマトンボ。本種の命を繋ぐための活動は、これからも続きます。

（ミヤジマトンボ保護管理連絡協議会 会長 坂本 充）

## 第2款 自然資源の持続可能な利用

### 1 多様な生態系を守り育む自然公園等の保全対策の推進

#### 【現状と課題】

#### (1) 自然公園等の指定

我が国を代表する優れた自然の風景地である国立公園やそれに準ずる地域である国定公園は「自然公園法」に基づき国より指定されています。また、都道府県を代表する優れた自然の風景地である県立自然公園は条例に基づき県知事が指定しています。これらの自然公園においては、生物多様性の確保など自然環境の保護を図るとともに、自然とのふれあいの場として適正な利用を推進しています。自然公園の保護と利用を適正に行うため、それぞれの公園ごとに公園計画が定められています。

県内には、瀬戸内海国立公園、比婆道後帝釈国定公園、西中国山地国定公園及び6箇所の県立自然公園があり、それらの面積は県土の約4%を占めています。

また、このほかに、県内の優れた自然環境の保全を図るため、「自然環境保全条例」に基づき「自然環境保全地域」等の指定を行っています。《自然公園等指定状況は、「広島県環境データ集」参照》

図表 4-2-1 自然公園の面積（令和2年4月1日現在）

区 分	箇所数	総面積 (ha)	特別地域		普通地域
				うち特別保護地区	
国立公園	1	10,685	7,569	203	3,116
国定公園	2	20,731	20,731	692	—
県立自然公園	6	6,441	6,441	—	—
計	9	37,857	34,741	895	3,116

資料：県自然環境課

図表 4-2-2 県自然環境保全地域等の地域数及び面積（令和2年4月1日現在）

区 分	地域（区）数	総面積 (ha)
県自然環境保全地域	27	2,054（特別地区 1,248、普通地区 806）
緑地環境保全地域	22	818
自然海浜保全地区	19	17（陸域面積）
計	68	2,889

資料：県自然環境課

#### (2) 自然とのふれあいの増進

自然公園及び野外レクリエーション内の施設利用者は、平成30年度に7月の豪雨の影響により、減少しましたが、令和元年度は、施設やアクセスの復旧が進み、施設利用者が増加しました。

《自然公園等位置図は、「広島県環境データ集」参照》

1 自然公園：自然公園法に基づき、優れた自然の風景地を保護し利用することを目的として地域を指定する公園制度。国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の3種類がある。

2 自然環境保全地域：自然環境の適正な保全を総合的に推進するため、「自然環境保全法」や都道府県条例により定められた地域。高山性植物の自生地、すぐれた天然林、湿原等の特異な地質・地形などを主たる保全対象とし、これと一体をなす自然環境で保全の必要性の高い地域。

図表 4-2-3 自然公園等の利用者数 (単位：千人)

区 分	H26	H27	H28	H29	H30	R1
国立公園	6,922	7,186	7,732	8,032	7,089	7,367
国定公園	1,172	1,118	1,039	995	918	870
県立自然公園	518	513	503	521	357	423
県民の森	149	128	113	122	111	112
もみのき森林公園	176	177	174	179	163	167
県民の浜	59	64	64	65	41	51
中央森林公園	299	315	307	295	285	288
中国自然歩道	381	372	340	365	319	328
県自然歩道	38	37	34	36	33	34
合 計	9,713	9,909	10,305	10,610	9,316	9,641

※端数処理の関係で、合計は一致しないことがある

資料：県自然環境課

図表 4-2-4 野外レクリエーション施設等の状況 (令和2年4月1日現在)

区 分	規 模
県民の森	1,164 ha
もみのき森林公園	400 ha
県民の浜	23 ha
中央森林公園	267 ha
中国自然歩道	455 km
県自然歩道	125 km

資料：県自然環境課

### (3) 水辺の保全・再生

河川整備においては、災害防止の観点とともに、生物の生育・育成、水の浄化等の機能を保全・創造することの重要性を認識し、自然環境や生態系の保全に配慮した多自然型工法の導入や、親水性や景観に配慮した護岸整備を進めています。

一方、県内の自然海岸は、高度経済成長期から行われた各種の開発行為等により、約31.5%が残存するのみとなっていることから、優れた環境を有する自然海岸の保全を図るため「自然海浜保全条例」に基づき「自然海浜保全地区」に指定しています。

水質の浄化機能を有し、魚介類の産卵・成育等の場として重要である藻場・干潟についても、沿岸域の環境変化や開発行為等により減少していることから、残された藻場・干潟を保護・保全するとともに、周辺の景観や生態系などの自然環境と調和した人工海浜や離岸堤、緩傾斜護岸の整備等を行う必要があります。

また、ダム貯水池、ため池、農業用水路などの水辺は、魚、昆虫をはじめ野鳥が活動し、水生植物などを含む豊かな生物相が育まれており、地域住民の散策、レクリエーションなどの憩いの場所として、重要な役割を果たしています。《自然海浜保全地区指定状況は、「広島県環境データ集」参照》

図表 4-2-5 自然海浜保全地区数及び面積 (令和2年4月1日現在)

区 分	地区数	陸域面積 (ha)
自然海浜保全地区	19	17

資料：県自然環境課

**【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】**

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (H26)	現状値 (R1)	目標値 (目標年度)	目安※1	指標の 達成率	進捗状 況
自然環境課	県自然環境保全地域面積	ha	2,054	2,054	現状を 維持 (R2)	2,054	100.0%	目標どお り達成
自然環境課	自然公園面積		37,853	37,857		37,853	100.0%	目標どお り達成
自然環境課	自然公園利用者数	千人	8,611	8,660	増加を 図る(R2)	8,611	100.6%	目標どお り達成
自然環境課	野外レクリエーション施 設利用者数		683	618	同程度の利用 者数を確保 (R2)	683	90.5%	概ね 達成
自然環境課	自然海浜保全地区面積(陸 域)	ha	17	17	現状を 維持(R2)	17	100.0%	目標どお り達成
森林保全課	森林ボランティア参加数	人	69,343	78,108	80,000 (R2)	78,224	99.9%	概ね 達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

**【取組状況】**

**(1) 自然公園等の保全対策の推進**

**ア 自然公園等の保全と管理** [自然環境課]

自然的・社会的条件の変化に対し、公園計画の見直しを行うとともに、保護と利用の調和を図っています。

**【令和元年度実績・令和2年度内容】** 公園計画に基づく適正な保護・管理、自然公園指導員等による利用の適正化・事故防止、景観の維持及び利用の増進。

**イ 自然公園等施設整備事業** [自然環境課]

自然公園等(国立公園, 国定公園, 県立自然公園, 野外レクリエーション施設及び長距離自然歩道(中国自然歩道, 県自然歩道))においては、地元市町, 指定管理者等との密接な連携のもと、県民が自然とふれあう機会を増進するため、ユニバーサルデザインの導入や環境学習機能の強化など利用者のニーズに沿った安全で快適な利用が図られるよう適切な整備・改修を図っています。

**【令和元年度実績】**

公園名	事業箇所	内容
瀬戸内海国立公園	宮島	トイレ改修
	高見山	トイレ改修
三倉岳県立自然公園	三倉岳	トイレ改修

**【令和2年度内容】**

公園名	事業箇所	内容
瀬戸内海国立公園	宮島	トイレ改修
比婆道後帝釈国定公園	帝釈峡	休憩所設置

※1 箇所当たりの事業費が500万円以上のものを掲載

**(2) 水辺の保全・再生****ア 自然海浜保全地区の指定等** [自然環境課]

優れた環境を有する自然海岸を自然海浜保全地区に指定し、自然海浜の保全及び適正な利用を図っています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】自然海浜保全地区（19か所）の保全と適正な利用を推進。

**イ 水産基盤整備事業** [水産課]

藻場<sup>3</sup>や干潟<sup>4</sup>などの魚介類の産卵、幼稚魚の育成のための場づくりや、優良な漁場を構成するとともに、海底に堆積したゴミを除去して漁場環境を保全することにより、漁場生産力の向上を図っています。

【令和元年度実績】藻場の造成（広島県 3.6 ha）、海底の清掃（広島市、呉市、江田島市 12.80km<sup>2</sup>）を実施。

【令和2年度内容】藻場の造成（広島県 7.6ha）、海底の清掃（広島市、呉市、江田島市 12.66km<sup>2</sup>）を実施。

**ウ 多自然川づくり** [河川課]

水生生物・水生植物の維持・回復に配慮した工法の採用等により、自然環境に配慮した河川の整備を進めています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】国兼川（庄原市）において、河川改修に伴う橋梁設計を実施。引き続き、生物環境調査結果を踏まえ、地域の状況を考慮した工法により整備を促進。

**エ 美しい川づくり** [河川課]

猿猴川は、広島駅を利用して広島を訪れた方が最初に目に触れる河川であり、この周辺は「広島らしさ」を発信する絶好のエリアです。そこで、広島駅周辺地区の水辺を、水の都の玄関口にふさわしい広島の象徴的な空間とするため、県と広島市が連携して「美しい川づくり」に取り組んでいます。

【令和元年度実績・令和2年度内容】河川環境の改善効果等の経過観察を行う。

**オ 放置艇の解消** [港湾振興課]

秩序ある公有水面の利用を図っていくため、令和4年度末までに県内の放置艇を解消することを目標に、プレジャーボート等の係留保管の適正化に取り組んでいます。

【令和元年度実績】関係条例改正の上、地区別実施計画に基づき、現場における新たな放置等禁止区域の指定、係留許可等の事務を開始。

【令和2年度内容】引き続き、新たな放置等禁止区域の指定、係留許可等の事務を継続。また、3年度開始の係留保管場所届出制度を周知。

**カ 港湾環境整備事業** [港湾漁港整備課]

港湾のアメニティを高め、人々が集い、賑わい、やすらぐ場とするため、緑地などの環境整備を行っています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】広島港で整備した干潟のモニタリングを実施。

3 藻場：沿岸浅海域で、大型の海藻や海草が濃密に繁茂し群落を形成している場所。魚の産卵や生育の場として重要な役割を果たしている。

4 干潟：干潮時に現れる砂泥質の平坦な場所。プランクトンなどの微生物や多種多様な生物の生息の場となり、海水を浄化する機能がある。水鳥の飛来場所にもなっている。

## 2 瀬戸内海の総合的な環境保全・創造施策の推進

### 【現状と課題】

高度経済成長期に、工場排水や生活排水などにより悪化した瀬戸内海の水質環境は、これまでの規制措置により危機的な状況は脱したものの、近年は横ばいの状況にあります。

本県の藻場・干潟についても、沿岸域の環境変化や開発行為等により減少傾向でしたが、藻場等の造成や海底の堆積物除去などにより、近年は横ばいの状況にあります。

自然海岸については、約31.5%が残存するのみで、全国の53.1%に比べ少なくなっています（平成8年時点。環境庁第2回～第5回自然環境保全基礎調査より）。

今後の瀬戸内海の環境施策においては、従来の規制を中心とした保全型施策の充実に加え、失われた自然や自然のもつ機能をどのように回復していくかという視点で、地域の特性に応じた新たな環境修復・創造施策を展開していくことが求められています。

### 【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (H26)	現状値 (R1)	目標値 (目標年度) (R2)	目安 ※1	指標の 達成率	進捗 状況
水産課	アマモ場、ガラモ場等の造成面積※2	ha	9.1※3	26.2	28.2※4 (R2)	25.0	104.8%	目標どおり達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

※2 この造成面積は、県が造成した面積（市町が造成した面積は含んでいない。）

※3 平成23年度～平成25年度の累計

※4 平成23年度～令和2年度の累計

### 【取組状況】

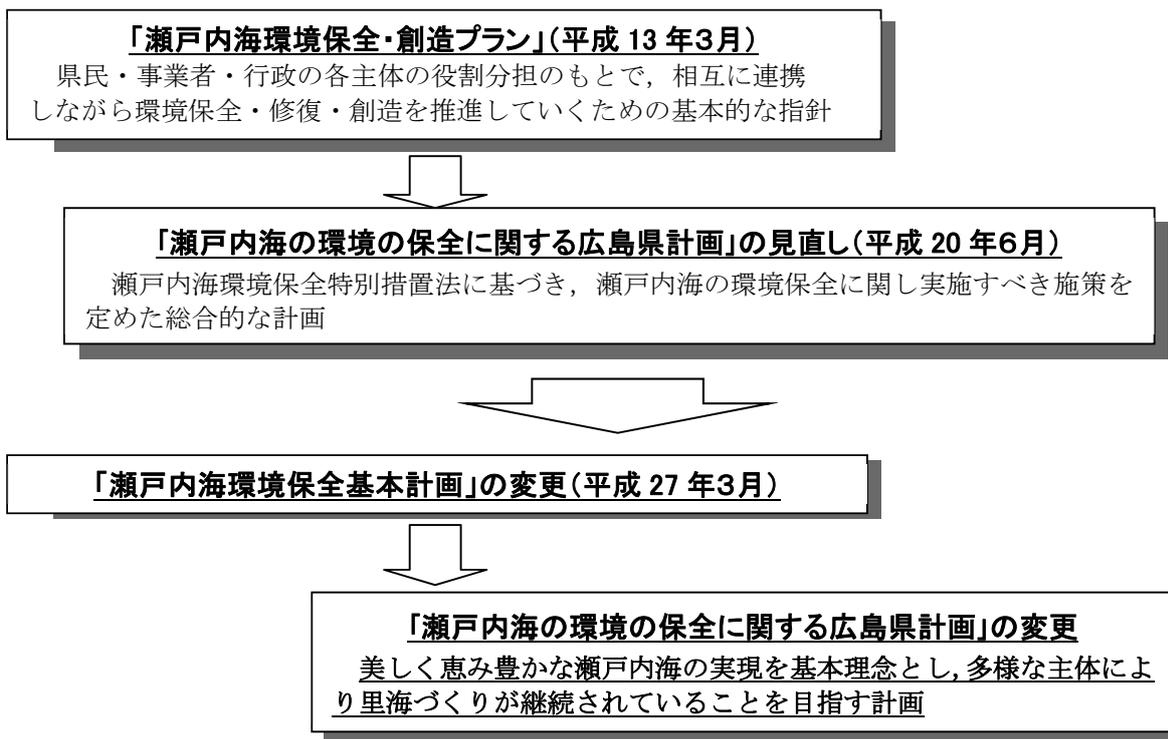
#### （1）瀬戸内海の環境保全の推進

##### ア 環境保全・創造施策の推進 [環境保全課]

「瀬戸内海環境保全・創造プラン」及び「瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画」に掲げる各種施策を総合的に推進しています。

**【令和元年度実績・令和2年度内容】**瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画を推進するため、引続き施策の進行状況の把握及び取りまとめを実施。平成27年3月に国基本計画が変更されたため、これを受け、平成28年10月、県計画を変更。

図表 4-2-6 【瀬戸内海環境保全・創造施策の展開】



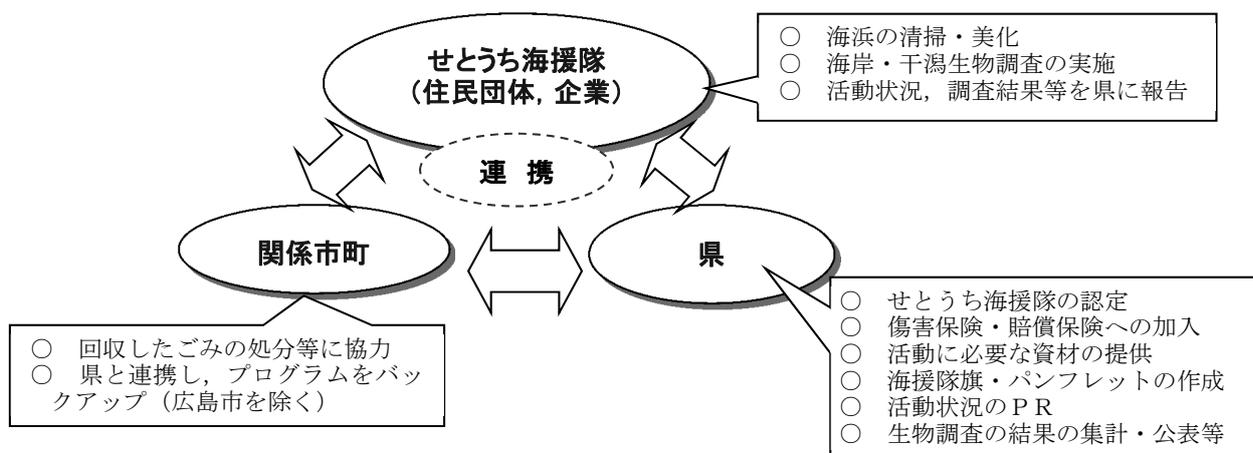
資料：県環境保全課

イ セとうち海援隊支援事業 [環境保全課]

海浜における環境保全活動（海浜清掃・美化及び海岸・干潟生物調査）を実施する団体等を「せとうち海援隊」として認定し、活動に対し、①傷害保険、賠償保険への加入、②活動に必要な資材の提供、③活動状況のPR等により支援しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】市町と連携しながら、傷害保険への加入、活動状況のPR等によりせとうち海援隊の活動を支援。（令和元年度末の認定団体：37 団体）

図表 4-2-7 セとうち海援隊制度における各団体の役割



ウ 「瀬戸内海環境保全知事・市長会議」, 「(公社)瀬戸内海環境保全協会」への参画 [環境保全課]  
関係府県・市・漁協・環境保全団体と連携して瀬戸内海の総合的な環境保全対策, 瀬戸内海再生のための取組等を行っています。

【令和元年度実績】 瀬戸内海の共通課題等に係る協議検討, 瀬戸内海の環境保全・再生に関する国への要望や, 「里海づくり」支援事業・調査研究などを実施。

【令和2年度内容】 引き続き, 関係府県等と連携して広域的な取組を推進。

※ 関連事業: 下水道の整備促進 (P56), 農業・漁業集落排水処理施設の整備促進 (P57), 浄化槽の整備促進等 (P57), 排水規制等の実施 (P58), 水産基盤整備事業 (P87), 放置艇の解消 (P87), 港湾環境整備事業 (P87)

## (2) 海ごみ対策の推進

ア 海ごみ対策推進事業 (再掲) [環境保全課]

※ 第1章「「エコの力でひろしまを元気に」具体化推進事業(3)」(P6)

## 海ごみ対策について

### □ 海岸漂着物の状況

県内の海岸への漂着物(自然物を除く)の量とその種類を把握し、今後の漂着物の発生源対策のための基礎資料とするため、平成30年度から海岸漂着物調査を実施しています。

令和元年度においても、県内の海域を西部(広島湾)、中部(安芸灘・燧灘)、東部(備後灘・備讃瀬戸)の3地区に分類し、各地区の海岸において年4回調査を実施しました。

#### 【調査結果】

##### (1) 海岸漂着物の量(年4回の平均値)

年平均漂着量	西部	中部	東部	計
重量	37t	11t	4t	52t
体積	1,251 m <sup>3</sup>	187 m <sup>3</sup>	69 m <sup>3</sup>	1,507 m <sup>3</sup>

- ・ 海岸漂着物量は、年間を通して西部で特に多い傾向が見られ、全体のおよそ8割を占める。
- ・ 本土側の海岸と比較して、島しょ部の海岸において海岸漂着物が多い傾向が見られる。

##### (2) 海岸漂着物の種類

- ・ 西部: 漁業活動に関連するごみ(発砲スチロール製フロート及びカキ養殖用パイプ)が大部分。
- ・ 中部及び東部: 陸上の生活由来のごみ(ペットボトル、その他のプラスチック類等)が大部分。

### □ 本県のこれまでの取組状況

瀬戸内海における海ごみ対策については、国や各自治体において様々な取組がなされてきましたが、対策の更なる推進を図るため、平成27年10月に「瀬戸内海環境保全特別措置法」が改正され、海ごみの除去等に関する規定が明記されました。

広島県においても、平成28年10月に「瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画」を改定し、海ごみの回収・清掃等を中心に取り組んでいます。



### □ 社会情勢の変化と今後の対応

世界的に海洋プラスチックごみによる環境汚染が懸念される中、国内においても、政府がレジ袋有料化の義務化の検討を新たに表明するとともに、G20大阪サミット(令和元年6月28~29日)の首脳宣言において、「2050年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロとすることを目指すこと(大阪ブルー・オーシャン・ビジョン)」が採択されました。

広島県においても、海洋プラスチックごみ問題を解決していくため、これまでの回収や清掃等の取組に加え、流出防止対策に取り組んでいくこととしており、「広島県海ごみ対策検討委員会」を設置して、具体的な対策について検討しています。